

苫小牧市自治基本条例質問シート(質問・回答)

前文

私たちのまち苫小牧市は、樽前山や野鳥の聖域としての指定を受けたウトナイ湖などに象徴される豊かな自然のもと、製紙工場の立地や国内初の内陸掘込港の建設等を契機として、北海道における産業の拠点として発展を遂げてきた。

また、人間環境都市を理想の都市像と定め、郷土の発展を願う先人たちの英知とたゆみない努力によりまちづくりが進められてきた。

私たちは、このまちの歴史と伝統を継承し、豊かな自然を守り、産業の拠点としての基盤を発展させるとともに、文化の薫り高く潤いがあり、すべての市民が生き生きと活気にあふれ心豊かに暮らせるまちを築かなければならない。

私たちは、市民が主体となって、自ら考え、行動し、決定することによりまちづくりを行っていくという市民自治の考え方を基本として、個人の尊厳と基本的人権が尊重される地域社会を創造する取組を通じ、市民であることが誇りに思えるまちを築くことをまちづくりの理念として定める。

私たちは、この理念にのっとり、市民自治によるまちづくりを推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、まちづくりの基本原則を定め、市民及び市の責務等を明らかにするとともに、市政運営の原則等を定めることにより、市民自治によるまちづくりの推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者、市内で働き、又は学ぶ者及び市内で活動する法人その他の団体をいう。
- (2) 市 議会及び市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)をいう。

●「市民」の定義で「その他の団体」に町内会等は含まれますか。

→市内で活動している団体も含まれるので、町内会等も苫小牧市自治基本条例の市民の定義に含まれます。

第2章 まちづくりの基本原則

第1節 基本原則

第3条 市民及び市は、まちづくりの理念にのっとり、次に掲げる原則に基づき、市民自治によるまちづくりを推進するものとする。

- (1) 情報共有の原則 市民及び市がまちづくりに関する情報を共有すること。
- (2) 市民参加の原則 市民の参加の下に市政運営が行われること。
- (3) 協働の原則 市民及び市がそれぞれの役割及び責任に応じ、対等な関係で協力すること。

●「それぞれの役割及び責任に応じ対等な関係で協力すること」を市民と市が相互に確認や認識した上で、協働の取組が行われていますか。

→協働の取組については、市民も市もこの条例の趣旨を十分に理解した上で進めていくことが、大切だと考えていますので、今後もこの条例の趣旨を市民にも市職員にもお知らせしていくことで、協働の原則に基づいた協働の取組を着実に進めていくことが必要だと考えています。

第2節 基本原則に基づく制度等

(情報提供及び情報公開)

第4条 市は、まちづくりに関する情報の市民との共有の推進を図るため、適時に、かつ、適切な方法により、分かりやすく、まちづくりに関する情報を市民に提供する措置を講じるとともに、別に条例で定めるところにより、市民の請求により市が保有する情報を開示する制度を設けるものとする。

(市民参加)

第5条 市は、市政運営への市民の参加(以下「市民参加」という。)を推進するため、別に条例で定めるところにより、市民参加に関する制度を設けるものとする。この場合において、当該条例には、次の事項を定めるものとする。

- (1) 市民参加の方法及びその適切な選択並びに市民参加の実施の周知に関する事項
- (2) 審議会等に原則として公募による委員を加えることに関する事項
- (3) 市民がまちづくりに関する政策を提案するための仕組みに関する事項
- (4) その他市民参加に関し必要な事項

(住民投票)

第6条 市は、市政の重要な課題に関する市民の意思を直接確認するため、別に条例で定めるところにより、住民投票を行うことができる。

2 市は、前項の住民投票の結果を尊重するものとする。

●住民投票は、直接、住民の意思を確認するもので、投票結果はとても重たいものと考えており、市は必ず投票結果に従う必要があると考えます。第2項では「結果を尊重するものとする。」との文言を使用していることから、市は投票結果と違う意思決定ができると思われるため、ここで使用されている「尊重」という言葉はふさわしくないと考えます。

→住民投票の投票結果が地方公共団体の団体意思、議会又は長その他の執行機関の行動を拘束する制度とした場合、地方自治法に規定されている議会や市長の権限が住民投票により制限されることとなります。そのため投票結果に「従う」とした場合、「法律の範囲内で条例を制定することができる。」としている日本国憲法第94条における条例制定権の範囲を逸脱するおそれがあることから、これまで他市町村で制定された住民投票条例は、全て法的拘束力がない諮問型の住民投票条例となっています。

(協働の推進)

第7条 市は、市民と協働してまちづくりにおける課題の解決を図るために必要な措置を講じるよう努めるものとする。この場合において、市は、市民の自主的かつ自立的な活動を尊重しなければならない。

●協働に対する市職員の心構えを示した「協働ガイドライン」はありますが、市民が協働の相談をしたいときにどうすればよいか知ることができる市民向けの協働ガイドラインもあってほしいと感じました。

→現在、市民向けの協働ガイドラインを作成する予定はありませんが、市民が協働の相談をしたいときには、協働・男女平等参画室で相談を受け、各課との調整を行い、協働の推進を図っていきます。

●「必要な措置を講じるよう努める」とありますが、町内会の課題等を考えると、市はこの規定を意識していないと感じます。

→協働してまちづくりにおける課題の解決を図るための必要な措置には、多様な措置が想定されています。例えば、まちかどミーティングのような町内会と市の意見交換や、協働についてのセミナーの実施、町内会への補助金、助成金による支援など、現在、すでに実施しているものもありますが、今後も各取組や条例の趣旨についてのお知らせを行っていく必要があると考えています。

第3章 市民

(市民の権利)

第8条 市民は、政策の立案、実施及び評価の過程に参加する権利を有する。

2 市民は、市の保有する情報について知る権利を有する。

3 市民は、前2項の権利を行使し、又は行使しないことを理由に不利益な取扱いを受けない。

(市民の責務)

第9条 市民は、まちづくりの主体としての役割を自覚し、市民相互の自主性及び自立性を尊重するとともに、自ら又は協働して市民自治によるまちづくりの推進に努めるものとする。

2 市民は、市民参加又は協働において、自らの発言及び行動に責任を持つとともに、将来の世代に配慮するよう努めるものとする。

●第2項で、「将来の世代に配慮する」とありますが、この配慮とはどのようなことを指しますか。市民に次世代のことを考えた発言や行動を求めるものであれば、「努めるものとする。」ではなく、「努めなければならない。」というような義務的な表現の方がよいと思います。

→まちづくりの取組は、将来の世代に影響することがあります。仮に大型の公共施設を建設することになった場合には、市民の皆さんからご意見をいただきながら建設を進めていくことになりますが、完成した施設の使用や維持費の負担については、将来の世代にも関係がありますので、そのような将来の世代への配慮を指しています。

第13条「市長の責務」では、全ての条文で「ならない。」という義務的な表現を使用していますが、第9条の「市民の責務」で「努めるものとする。」という表現を使用しているのは、法律によりまちづくりの権限を付与されている市長とそうではない市民とを比べて、市民に対して義務的な表現を使用することが適切ではないとの考え方によるものです。

第4章 議会

(議会の役割)

第10条 議会は、市民の代表者である議員により構成された議事機関として、市の重要な意思決定を行うとともに、市長等による事務の執行を監視し、及び政策を立案する権限を有する。

●議会は、市の意思決定をする機関と理解してよいですか。市の意思決定に基づく施策等の評価や管理をするのが議会と考えると、意思決定機関とは違うのではないのでしょうか。

→議会は、普通地方公共団体としての市の意思を決定する(議会で議決する)機能があることから意思決定機関とも呼ばれています。また、市長等は、普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し執行します。そのため、普通地方公共団体としての市の意思決定は議会で行われ、それを執行していくのが市長等となります。

●第2条に、「市 議会及び市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)をいう。」とありますが、行政と議会がそれぞれ別の機関として独立性を持っているのに、ここで一緒にしてしまうのはなぜですか。条文の「市」の中に議会も入り、意思決定機関となると、選挙で選ばれた市長の権限、意思決定が、ないように見えてしまうのではないのでしょうか。

→仮に議会と市長等を別々に定義すると、この後の条文に出てくる「市」を全て、議会と市長等とに別々に規定する必要が出てくるといった立法上の技術的な問題があることから、「市」の定義に議会も含めています。

なお、地方自治法では、組織に関する事項が定められており、普通地方公共団体としての市には、議会を置くことや市長等の執行機関の組織についても定められています。

(議会の運営)

第11条 議会は、討議を充実させることにより、その役割を果たすものとする。

- 2 議会は、議会の会期、議案の内容、審議の経過その他の議会の活動に関する情報を市民に分かりやすく提供するものとする。
- 3 議会は、必要に応じ、公聴会の開催その他市民の意見をその活動に反映させるために必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- 4 議会は、議会運営を効果的に行うため、議会事務局の機能の充実に努めるものとする。

(議員の責務)

第12条 議員は、市民の信託に応えるため、その職務を誠実に果たさなければならない。

- 2 議員は、議会の機能が十分発揮されるようにするため、市政に関する調査研究に努めるものとする。

第5章 市長等

(市長の責務)

第13条 市長は、市の代表者として市民の信託に応えるため、市政運営を総合的かつ効率的に行うとともに、その公正の確保と透明性の向上を図らなければならない。

- 2 市長は、市政運営に関する各年度及び中長期の方針並びに当該方針に基づく政策、財源等について明らかにしなければならない。
- 3 市長は、常に簡素で効率的な組織の運営に努めなければならない。

(執行機関の責務)

第14条 執行機関(市長を除く。)は、その権限に基づき、自らの判断と責任においてその職務を誠実に管理し、及び執行しなければならない。

(職員の責務)

第15条 職員は、市民の視点に立って、誠実、公正かつ効率的にその職務を遂行しなければならない。

- 2 職員は、まちづくりの課題に適切に対応する能力の向上に努めなければならない。

第6章 市政運営の原則

(説明責任)

第16条 市は、市民に対し、市政運営に関する内容及び経過を分かりやすく説明する責任を有する。

(総合計画)

第17条 市長は、市政を総合的かつ計画的に運営するため、基本構想を定めるとともに、その実現を図るための基本的な計画及び実施に関する計画を定めるものとする。

- 2 市長等は、総合計画(前項に規定する基本構想、基本的な計画及び実施に関する計画をいう。以下同じ。)以外の計画の策定及び実施に当たっては、総合計画との整合性を確保するよう努めるものとする。
- 3 市長等は、総合計画その他の計画の策定に当たっては、行政評価の評価基準となることを考慮するとともに、その実施に当たっては進行状況を適切に把握し、定期的に当該計画の内容について検討するものとする。

(健全な財政運営)

第18条 市長は、すべての会計を通じた財政運営の状況を分析するとともに、財政運営に関する計画を定めることにより、財政の健全な運営に努めなければならない。

- 2 市長は、予算の編成に当たっては、総合計画との整合性を確保するとともに、行政評価の結果を反映させるよう努めなければならない。
- 3 市長は、予算及び決算の内容並びに財政運営の状況を市民に分かりやすく公表しなければならない。
- 4 市長は、必要に応じて専門家による財政診断又は外部監査契約(地方自治法第252条の27第1項に規定する外部監査契約をいう。)による監査を行うものとする。

●第4項に「必要に応じて」となっていますが、近年に行ったものはどのようなものがありますか。

→専門家による財政診断は、これまで実施したことはありませんが、外部監査契約については、財政健全化法第26条第1項の規定より、平成21年度に自動車運送事業会計(平成23年度末で会計廃止)において、個別外部監査契約による監査を行っています。これは、財政健全化法において、対象とする財政指標が国により定められた基準以上となった場合に、個別外部監査の実施が義務付けられており、基準以上となったことから実施したものです。

実施する基準は、具体的には定めていませんが、自動車運送事業会計の例と同様に、健全化判断比率などの財政指標が悪化した場合には、外部監査を実施することになると考えています。

※健全化判断比率～地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するための財政指標

(出資法人等)

第19条 市長等は、市が出資し、若しくはその運営のための補助をし、又は職員を派遣している法人その他の団体(以下「出資法人等」という。)に関し、市からの出資、補助及び職員の派遣の状況等を定期的に公表するものとする。

- 2 市長等は、出資法人等に対する出資、補助及び職員の派遣の目的、効果及び必要性について定期的に調査及び検討を行い、その結果を公表するものとする。

●出資法人等にはどのような法人がありますか。また、出資法人等の「等」にはどのようなものが入っていますか。

→出資法人等には、財政的関与を行っている法人等(市が出資、出捐、及び法人等の管理運営に要する費用に対して補助金を支出している法人等)や人的関与を行っている法人(市が、法人等の管理運営のために、政策的な目的から、職員を派遣する形で関与している法人等)があります。また、法人等とは、法人や法人を含む団体(法人格のない団体を含む。)のことをいいます。

●第1項に定期的に公表、第2項に調査及び検討を行うとなっていますが、「定期的」の期間はどのくらいですか。

→第1項については、「出資法人等の状況の公表に関する取扱要綱」に基づき、毎年、出資法人等に対する市の関与の状況を調査し公表するものとしています。

第2項については、「出資法人等に対する出資等の取扱いに関する要綱」に基づき、市は3年に1度、出資法人等に対する市の関与の継続の妥当性について検討するための調査を実施し、結果を公表するものとしています。

(政策法務)

第20条 市は、まちづくりに関する政策を実現するため、必要に応じて条例、規則その他の規程(以下「条例等」という。)の制定及び改廃を行うとともに、法令等の自主的かつ適正な解釈及び運用に努めるものとする。

(職員の任用及び育成)

第21条 市は、まちづくりの課題に適切に対応できる職員を公正かつ適正な手続により任用するものとする。

2 市は、適材適所の職員配置を行うとともに職員研修の充実に努めることにより、職員の政策形成能力、法務能力その他のまちづくりに必要な能力の向上を図るものとする。

(行政手続)

第22条 市長等は、条例等に基づく処分、行政指導及び届出に関する手続並びに規則等を定める手続に関して共通する事項を定めることにより、行政手続における公正の確保と透明性の向上を図らなければならない。

2 前項に規定する手続に関して共通する事項は、別に条例で定める。

(行政評価)

第23条 市長等は、効果的かつ効率的な市政運営を図るため、市の政策等について適切な評価基準に基づく行政評価を実施し、その結果を政策等に反映させるよう努めるとともに、行政評価に関する情報を分かりやすく市民に公表するものとする。

2 市長等は、市民、専門家等による外部評価の仕組みを整備するよう努めるものとする。

(個人情報の保護)

第24条 市は、市民の個人情報の保護を図るため、別に条例で定めるところにより、市が保有する個人情報の開示等を請求する権利を保障するとともに、個人情報の収集、利用その他の取扱いを適正に行うものとする。

(意見、要望等への対応)

第25条 市は、市政運営に関する市民からの意見、提案、要望、苦情等に対し、速やかに調査、検討その他の必要な措置を講じ、誠実に対応しなければならない。

●「市民からの意見、提案、要望、苦情等に対し、速やかに」とありますが、町内会活動を見ると、市がこの条例を意識しているのか疑問です。

→本条の趣旨は、市民の意見や要望、苦情等への対応について市全体に共通する取扱いのルールを定めるとともに、速やかに調査検討を行い必要な措置を講じ、誠実に対応しなければならないことを確認するものであり、町内会に対しても同様の対応を行っていく必要があると考えております。

(危機管理)

第26条 市長等は、災害等の緊急時に備え、市民の生命、身体及び財産の安全性の確保及び向上並びに総合的かつ機能的な危機管理の体制の整備に努めなければならない。

2 市長等は、危機管理の体制を強化するため、市民の危機管理に対する意識を醸成し、並びに市民、関係団体等との連携及び協力を図るよう努めるものとする。

(他の市町村等との連携協力)

- 第27条 市は、共通する課題の解決を図るため、他の市町村と相互に連携を図りながら協力するものとする。
- 2 市は、政策を実施するため必要があるときは、国及び北海道との役割分担を踏まえ、国及び北海道に対して適切な措置を講じるよう提案するとともに、相互に連携を図りながら協力するものとする。

第7章 条例の位置付け

(条例の位置付け)

- 第28条 市は、条例等の制定及び改廃、法令等の解釈及び運用その他市政運営に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重して行わなければならない。
- 2 市は、この条例の趣旨に基づき、各分野における基本条例等を制定し、及びこれらの条例と他の条例等とを体系的に整備するよう努めなければならない。

●第2項に「他の条例等とを体系的に整備する」とありますが、最近話題になっている町内会活動や地域コミュニティの推進に向けた条例等も、これに含まれますか。

→本条は、自治基本条例を条例及び規則等の体系の根本として位置付け、他の条例を体系的に整備する趣旨の規定であり、仮に地域コミュニティの推進に向けた条例等を制定する場合についてもこれらの体系の中に条例が位置付けられることとなります。

(条例の見直し)

- 第29条 市は、この条例の施行の日から起算して4年を超えない期間ごとに、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

第8章 苫小牧市民自治推進会議

- 第30条 市長の附属機関として、苫小牧市民自治推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。
- 2 推進会議は、市長の諮問に応じ、この条例の運用の状況及び市民自治によるまちづくりに関する基本的事項について調査審議するほか、市民自治によるまちづくりの推進に関し市長に意見を述べることができる。
- 3 推進会議は、委員10人以内をもって組織する。
- 4 委員は、市民及び学識経験者のうちから市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

※その他、自治基本条例に関して質問があれば、自由に記載してください。

●この自治基本条例や「人間環境都市」という苫小牧市の理想の都市像が市民に知られていないのが残念です。多くの市民に理解されるようになってほしい。(市が情報発信しても、受け取る側の市民の関心が低いと浸透していかないので、市民に関心を持ってもらえるような工夫や仕掛け、斬新なアイデアがもっと必要だと思いました。)

→自治基本条例の趣旨や人間環境都市という苫小牧市の理想の都市像については、多くの市民に知っていただきたいと考えています。今後も出前講座などを継続するとともに、様々な機会の中で広く市民にお知らせしていく必要があると考えています。

●前文の2行目、「製紙工場の立地や」と文がつづいていますが、読んでいてその部分に違和感を感じます。

→前文については、まちの成り立ちやこれまでの発展の経緯を確認するとともに、制定の趣旨を明らかとするために設けております。

●議論を重ねて作られているため、非常にスマートにまとめられている条文だと感じました。現時点では、条文自体の見直しが必要な点は見当たらないと感じました。